

第6章 生活排水处理基本計画

第6章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の目標

1) 処理目標

本市では、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口）の目標値を設定し、生活排水処理率の向上に努めることとする。本市では、令和6年度に生活処理率81.5%を目標とし、目標達成のために、補助事業などによる合併処理浄化槽の設置促進に努める。

また、単独処理浄化槽に対する広報・指導等により、集合処理施設への速やかな接続、または合併処理浄化槽への転換を促進する。

なお、目標年度における計画処理区域内人口は、行政区域内人口と同等とし、ごみ処理基本計画で設定した値を用いる。

表 6-1-1 生活排水の処理の目標

	平成 25 年度 (実績)	令和元年度 (中間目標年度)	令和 6 年度 (目標年度)
計画処理区域内人口(A)	33,368 人	30,426 人	27,978 人
		30,048 人	26,565 人
水洗化・生活雑排水処理人口(B)	19,919 人	20,660 人	20,525 人
		19,271 人	21,647 人
生活排水処理率(B/A)	59.7%	67.9%	73.4%
		64.1%	81.5%

上段：計画策定時の目標

下段：計画見直しによる実績及び目標

2) 生活排水を処理する区域及び人口等

年度別生活排水の処理形態別人口を表 6-1-2 及び図 6-1-1 に示す。

表 6-1-2 年度別生活排水の処理形態別人口

区分/年度	単位	実績 値										
		平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
計画処理区域内人口 (A)	人	35,101	34,662	34,243	33,968	33,368	32,778	32,218	31,788	31,258	30,653	30,048
水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	人	17,817	17,558	17,586	19,415	19,919	19,963	19,732	20,049	20,334	19,662	19,271
公共下水道人口	人	504	470	465	468	486	486	486	443	465	1,041	1,204
集落排水施設人口	人	3,781	3,867	3,773	3,898	3,951	3,888	3,868	3,761	3,855	3,308	3,312
合併処理浄化槽人口	人	13,532	13,221	13,348	15,049	15,482	15,589	15,378	15,845	16,014	15,313	14,755
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	9,600	9,725	9,262	6,470	6,234	6,427	6,352	5,949	5,469	5,318	8,514
非水洗化人口 (し尿収集人口)	人	7,684	7,379	7,395	8,083	7,215	6,388	6,134	5,790	5,455	5,673	2,263
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (B/A)	%	50.8%	50.7%	51.4%	57.2%	59.7%	60.9%	61.2%	63.1%	65.1%	64.1%	64.1%

区分/年度	単位	推 計 値				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
計画処理区域内人口 (A)	人	29,368	28,700	28,010	27,298	26,565
水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	人	20,672	20,960	21,189	21,424	21,647
公共下水道人口	人	1,359	1,562	1,714	1,881	2,042
集落排水施設人口	人	3,252	3,192	3,132	3,072	3,012
合併処理浄化槽人口	人	16,061	16,206	16,343	16,471	16,593
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	6,870	6,115	5,389	4,640	3,885
非水洗化人口 (し尿収集人口)	人	1,826	1,625	1,432	1,234	1,033
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (B/A)	%	70.4%	73.0%	75.6%	78.5%	81.5%

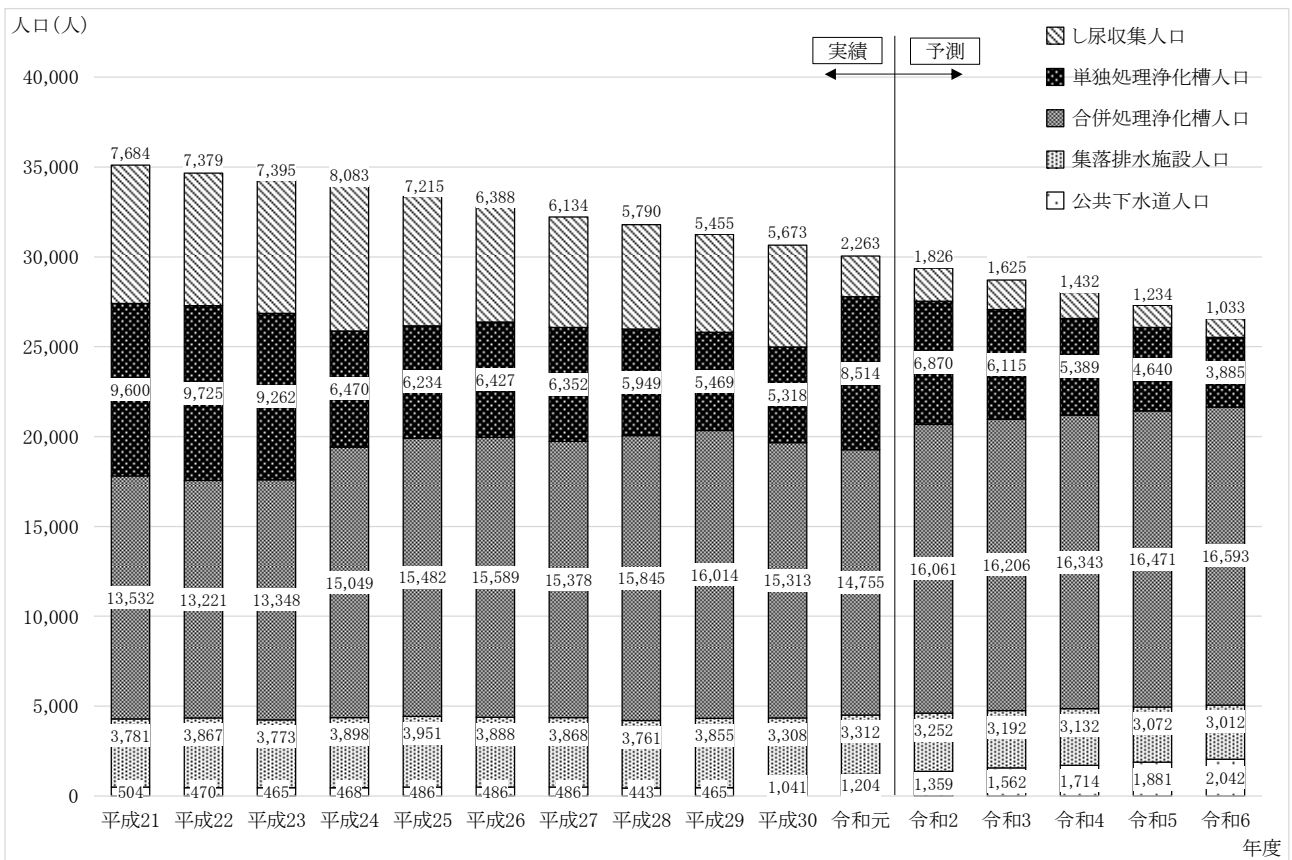


図 6-1-1 年度別生活排水の処理形態別人口

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理し、し尿処理施設への搬入量の変動を抑えるために計画的な収集を行う。

また、今後、人口減少や公共下水道の新規供用開始に伴い、収集量の減少が想定されるが、収集量に応じた適正な収集運搬体制の構築により、安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行っていくことを目標とする。

(2) 収集対象区域

計画収集区域は、本市の行政区域全域とする。

(3) 収集体系

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、廃棄物処理法第7条第5項の規定を踏まえ、既存の許可業者による収集運搬体制で適正処理が可能であるため、当面は現在の体制を維持することを基本とする。

(4) 収集・運搬量の推計

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計結果を、表 6-2-1 及び図 6-2-1 に示す。現状のし尿排出量は減少傾向であり、浄化槽汚泥排出量は増加傾向である。

本市の人口が減少傾向にあり、合併処理浄化槽、集落排水施設への切り替えにより、し尿排出量は、令和元年度 1,621kL/年から令和6年度 739kL/年に減少する。このうち大内地区のし尿収集量は、三本松浄化センターの供用開始に伴い減少しているため、収集量に応じた収集・運搬計画を検討する。

浄化槽汚泥排出量は、し尿収集からの切り替えにより、令和元年度 4,425kL/年から令和6年度 3,909kL/年に減少する。

表 6-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計結果

区分/年度		実績値										
		平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
収集人口 (人)	し尿	7,684	7,379	7,395	8,083	7,215	6,388	6,134	5,790	5,455	5,673	2,263
	浄化槽汚泥	25,960	25,787	25,375	24,352	24,536	24,764	24,458	24,434	24,155	22,761	25,398
原単位 (L/人・日)	し尿	1.03	0.97	1.03	0.79	0.87	0.94	0.89	0.92	0.91	0.82	1.96
	浄化槽汚泥	0.41	0.38	0.38	0.41	0.45	0.43	0.49	0.45	0.47	0.53	0.48
排出量 (kL/日)	し尿	7.90	7.19	7.64	6.42	6.27	5.99	5.45	5.32	4.94	4.64	4.43
	浄化槽汚泥	10.77	9.72	9.72	9.88	10.97	10.76	11.88	10.96	11.26	11.96	12.09
	合計	18.67	16.91	17.36	16.30	17.24	16.75	17.33	16.28	16.20	16.60	16.52
排出量 (kL/年)	し尿	2,885	2,625	2,798	2,345	2,289	2,186	1,994	1,940	1,802	1,692	1,621
	浄化槽汚泥	3,930	3,550	3,560	3,609	4,004	3,929	4,347	4,002	4,112	4,364	4,425
	合計	6,815	6,175	6,358	5,954	6,293	6,115	6,341	5,942	5,914	6,056	6,046

区分/年度		推計値				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
収集人口 (人)	し尿	1,826	1,625	1,432	1,234	1,033
	浄化槽汚泥	25,021	24,373	23,746	23,086	22,414
原単位 (L/人・日)	し尿	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96
	浄化槽汚泥	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48
排出量 (kL/日)	し尿	3.58	3.19	2.81	2.42	2.02
	浄化槽汚泥	11.95	11.64	11.34	11.00	10.73
	合計	15.53	14.83	14.15	13.42	12.75
排出量 (kL/年)	し尿	1,306	1,163	1,024	885	739
	浄化槽汚泥	4,361	4,248	4,138	4,024	3,916
	合計	5,667	5,411	5,162	4,909	4,655

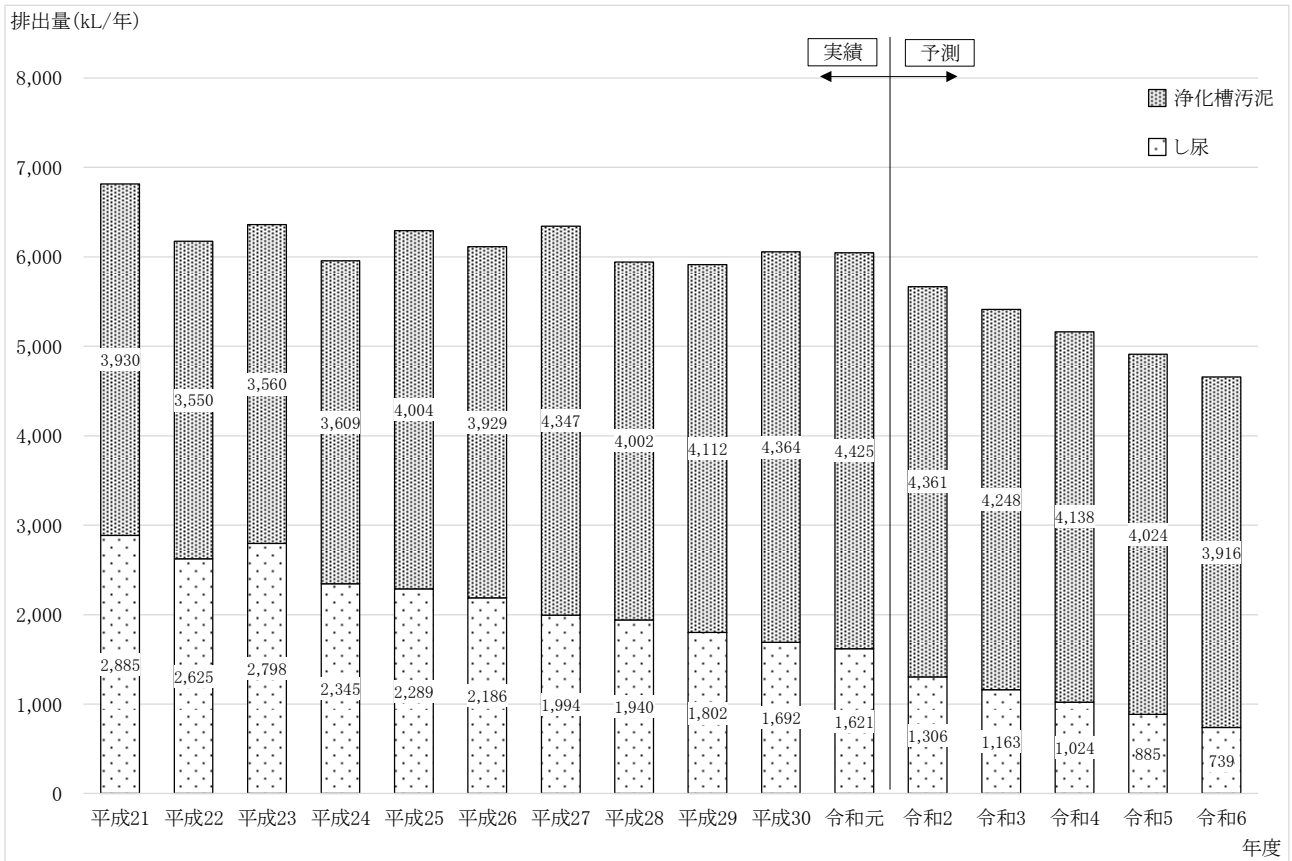


図 6-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計結果

(5) 収集・運搬方法、その他収集運搬に関する事項

① 収集運搬方法

各戸からのし尿及び浄化槽汚泥の収集はバキューム車により行い、大型輸送車に積替えた後、処理施設に搬入する。また、バキューム車の脱臭装置及び車両の保守点検の徹底を指導していく。

② し尿、浄化槽汚泥の収集手数料の見直し

し尿、浄化槽汚泥の収集手数料に関して、他自治体の手数料や、公共下水道、農業集落排水との料金比較などを行い、今後も適正なし尿収集手数料及び浄化槽汚泥収集手数料の設定に努めていく。

③ し尿、浄化槽汚泥収集運搬委託業務に関する改善

し尿収集に関する住民へのサービスの一層の向上を図るため、収集運搬委託仕様書の内容の変更やし尿収集依頼窓口の改善策等に関する検討を行っていく。

また、し尿等収集運搬委託業務は今後も安定的に継続していく必要がある。そこで、し尿等の収集運搬委託業務の契約更新に際しては、業者選定の要件、業務仕様内容の見直しを行うとともに、1台当たりの年間収集運搬経費や1台当たりの収集量、1台当たりの収集運搬距離などを基にした適正な積算方法の導入等を検討する。

2) 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水施設等^{※1}から発生する汚泥の処理は大川広域行政組合し尿処理施設（大川広域志度クリーンセンター）で行っている。

※1：西山地区、水主下地区、白鳥地区は除く。

(2) 処理対象区域

計画処理対象区域は、本市の行政区域全域とする。

(3) 処理体系

処理については、現行の処理体制を維持していくことを基本とする。

3) 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

大川広域志度クリーンセンターで発生する処理汚泥は、資源化を図っていくことを目標とする。

(2) 最終処分の方法及び量

大川広域志度クリーンセンターで発生する余剰汚泥、凝集汚泥は、脱水後、乾燥汚泥肥料として袋詰めし、農地還元を行う。または、焼却炉で脱水し渣と共に焼却処理し、焼却残渣を香川東部溶融クリーンセンターへ搬出する。

3 施設整備計画

1) 整備基本方針

生活雑排水処理を推進するために、引き続き補助金制度により合併処理浄化槽の設置を推進する。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についても補助金制度を拡充し促進する。公共下水道については、未接続の世帯に早期利用を促す環境を整え、速やかな接続を誘導していくものとする。

し尿、浄化槽汚泥の処理施設の整備に関しては、現状通り協力・支援し大川広域行政組合にて行っていくものとする。

4 その他生活排水の処理に関して必要な事項

1) 広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、住民への周知を図るため、定期的な広報や浄化槽教室などの啓発活動を実施する。特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策を、地域での出前講座等を通じて周知を図るものとする。

浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じて受検促進の徹底に努めるものとする。

2) 地域に関する計画との関係

本市では、地域の生活排水関連施設整備計画等との整合性を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとする。

また、地域の開発計画等の策定に関しては、生活排水処理計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとする。